

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書

昨年5月、本県一宮市において交通事故により妊婦の尊い命が失われ、緊急帝王切開で出生した女兒には重篤な障害が残る痛ましい事故が発生しており、遺族にとっては最愛の家族を失った悲しみと、女兒の将来への不安を抱える二重の悲劇となった。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされているため、胎児を被害者と認め、加害者に相応の刑事処分を認める判例はごくわずかであり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用は困難な現状があることから、被害者家族は生まれた女兒も被害者として扱ってほしいと切実に訴えている。

この遺族の思いに賛同するオンライン署名は、13万筆を超えており、現行制度のあり方に対して、多くの国民が改善を求めていることがうかがわれる。

出生前の段階で胎児の生育状況が医学的に把握できるようになった現代において、被害の発生時点によって法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題が残る。

よって、国におかれては、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと
- 2 死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう運用改善を図ること
- 3 交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療や福祉を受けられるよう、自賠償保険制度の拡充など公的な被害者支援体制の充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

殿

愛知県議会議長
川 嶋 太 郎

(提出先)

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	法務大臣
国土交通大臣	